

測量資格制度委員会設置要領

制定 令和 8 年 7 月 6 日 国地企資 第30号

(目的)

第 1 条 この要領は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、測量士及び測量士補となる資格の在り方その他測量資格制度に関する検討を行う測量資格制度委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定め、もって測量資格制度の検討を行うに当たっての円滑な議論に資することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 測量資格制度の検討全般に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事項に関する専門知識を有する外部有識者とする。
- 3 委員の委嘱は、国土地理院長が行う。
- 4 委員長は、委員の中から互選によって選出された者を充てる。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 4 条 委員会は、その所掌事項を分掌させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に必要な事項は、部会ごとに別に定めるものとする。

(招集等)

第 5 条 委員会の招集は、国土地理院長が行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に検討事項と関係のある者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、企画部測量資格制度課において処理する。

附 則

この要領は、令和8年7月6日から施行する。